

平成 25 年 8 月 2 日

渋沢丘陵を考える会

代表 日置 乃武子 様

神奈川県環境農政局長



相模メモリアルパーク渋沢（東端）墓園造成事業に関する要望について（回答）

平成 25 年 7 月 19 日付けでご要望のあった事項について、次のとおり回答します。

1 秦野市栃窪 385 番地の分収林契約解除について

当該分収林は、平成 22 年 4 月に解散した「社団法人かながわ森林づくり公社」から県が事業を承継したもので、契約解除等については、公社と土地所有者とで締結された分収造林契約の内容に基づいて対応することになります。

本契約の目的は「造林による収益の分収」としており、契約当事者はこの目的の範囲内で、権利を有し、義務を負うことになります。

契約書には解約（契約書上は解除ではなく解約に該当します。）に関する規定があり、契約当事者の一方が、造林地を造林地以外の用途に供する特別の必要のあるときには、他方に解約の申し出をできることになっております。

また、解約に際しては、土地所有者が当該分収林の経営に要した費用を造林者に支払うこととしております。

従いまして、土地所有者が、当該土地を他の用途で利用する必要から、上記費用の支払いに同意して解約を申し出てきた場合は、県は契約書の規定に基づき解約に同意することになります。

2 秦野市栃窪 409 番地ほか 5 筆の農地転用許可申請について

相模メモリアルパーク開発計画においては、農地がアクセス道路、調整池及び暗渠配水管の建設予定地とされています。

今後、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき転用の許可申請がなされる予定ですが、転用目的の必要性、相当性、実現の可能性、位置的制約、被害防除等を厳正に審査してまいります。

1 についての問い合わせ先

環境農政局水・緑部森林再生課調整グループ 山田

電話 045-210-4336

2 についての問い合わせ先

環境農政局農政部農政課農地利用調整グループ 金森

電話 045-210-4436